議案第16号

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部改正について

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年2月23日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第11号)の一部を次のように改正する。

目次中

- 「第4節 運営に関する基準 (第59条の6一第59条の 20)
 - 第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員 設備及び運営に関する基準 」を
- 「第4節 運営に関する基準 (第59条の6一第59条の 20)
 - 第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (第5 9条の20の2・第59条の20の3)
- 第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、 設備及び運営に関する基準

に改める。

第6条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務 に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあ っては、3年以上」に改め、同条第5項中「次の各号」を「次」 に、「、午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項 に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第6条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、当該」を「当該」に改め、同条第8項中「、午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「第191条第10項」を「第191条第14項」に改める。

第32条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」 を削る。

第39条第1項中「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第47条第2項ただし書中「3年以上」を「1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上)」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準 (共生型地域密着型通所介護の基準)

第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条

例(平成24年京都府条例第32号)。以下この条において「指 定障害福祉サービス基準条例」という。)第81条第1項に規 定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓 練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第144条第1項 に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定 自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例 第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者 をいう。)、指定児童発達支援事業者(児童福祉法に基づく指 定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年 京都府条例第34号。以下この条において「指定通所支援基準 条例」という。) 第6条第1項に規定する指定児童発達支援事 業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和22 年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児を いう。以下この条において同じ。)を通わせる事業所において 指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第5条に規定する指 定児童発達支援をいう。第1号において同じ。)を提供する事 業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通 所支援基準条例第68条第1項に規定する指定放課後等デイサ ービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業 所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例 第67条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提 供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、 次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第8 1条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定

自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条 例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事 業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障 害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自 立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事 業所(指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児 童発達支援事業所をいう。) 又は指定放課後等デイサービス 事業所(指定通所支援基準条例第68条第1項に規定する指 定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号にお いて「指定生活介護事業所等」という。)の従業者の員数が、 当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障 害福祉サービス基準条例第80条に規定する指定生活介護を いう。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型 地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合 における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以 上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第59条の20の3 第9条から第13条まで、第15条から第 18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第 38条まで、第41条、第53条及び第59条の2、第59条 の4、第59条の5第4項並びに第4節(第59条の20を除 く)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用 する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す る運営規定」とあるのは「運営規定(第59条の20の3にお いて準用する第59条の12に規定する運用規定をいう。第3 4条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看 護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当 たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」とい う。)」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、 第59条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型 通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜 に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生 型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に 共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、 第59条の9第4号、第59条の10第5項及び第59条の1 3第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共 生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第 2号中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護」とあ るのは「第59条の20の3において準用する第59条の5第 4項の指定地域密着型通所介護」と、第59条の19第2項中 「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号中 「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用 する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」 とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の 17第2項」と読み替えるものとする。

第59条の25中「9人以下」を「18人以下」に改める。

第59条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規 定」に改める。

第59条の38中「、第34条中」を「、第34条中「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と」に改める。

第61条第1項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、 介護医療院」に改める。

第65条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)」を加え、「以下とする」を「以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第82条第7項」の次に「及び第191条第8項」を加える。

第82条第1項中「本体事業所及び」を「本体事業所並びに」に改め、「他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「及び第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療施設」に改め、「限

る。)」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「以下」 を「以下この章において」に改める。

第83条第3項、第84条、第103条第3項、第111条第 2項及び第112条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施 設、介護医療院」に改める。

第117条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従 業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第125条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第130条第4項中「のうち1人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第138条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第151条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例」という。)第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設条例第53条第2項に規定された介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第44号)第17条の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密

着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第151条第4項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条中「診療所、介護老人保健施設」を「診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院」に改める。

第157条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第165条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第168条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、 第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第182条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束 等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならな い。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第186条第1項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、 第6号の次に次の1号を加える。

(7) 緊急時等における対応方法

第191条第1項中「当該居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護(」の次に「第82条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」

を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7 項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所(第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第8項に規定する本 体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあって は、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサ テライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、 当該サテライト型指定看護小規模型居宅介護事業所に係る同項に 規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定する サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本 体事業者に係る第82条第7項に規定するサテライト型指定小規 模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小 規模多機能型居宅介護(」の次に「第82条第7項に規定する」 を加え、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所」を「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合 に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規 模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所 に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所」に改め、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第191条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第199条において「研修終了者」という。)を置くことができる。

第191条中第9項を第12項とし、第8項を第11項とし、 第7項の次に次の3項を加える。

第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員

により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業 所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人 以上とすることができる。

- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換 算方法で1以上とする。

第192条第2項中「前項」を「第1項」に、「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理 者をもって充てることができる。

第193条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第194条第1項中「29人」の次に「(サテライト型指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)」を加え、 同条第2項第1号中「、登録定員」を「登録定員」に改め、「定 める利用定員」の次に「、(サテライト型指定看護小規模型多機 能型居宅介護支援事業所にあっては、12人」を加え、同項第2 号中「9人」の次に「(サテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護支援事業所にあっては、6人)」を加える。

第195条第2項第2号に次のように加える。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護利用 者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所 が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第199条第1項中「介護支援専門員」の次に「(第191条 第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライ ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修 了者。以下この条において同じ。)」を加える。

第202条第1項中「活動状況」と」の次に「、第87条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第13項」と」を加える。

附則第6項から第8項までの規定中「平成30年3月31日」 を「平成36年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させる

ための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を 行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療 院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言 語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設 の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置か ないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定 地域密着型特定施設の実情に応じた適当数
- 10 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院 又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又 は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を 行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場 合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設 される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所 の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密 着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められると きは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便 所及び食堂を設けないことができる。

(向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及

び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

第9条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする」を「指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の 項中「又は指定介護療養型医療施設」を「、指定介護療養型医療 施設」に改め、「限る。)」の次に「又は介護医療院」を加える。

第45条第3項、第46条、第60条第3項、第72条第2項 及び第73条中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介 護医療院」に改める。

第78条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘

東等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければな らない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3 月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従 業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第83条第3項中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設、介護医療院」に改める。

(向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する 基準等を定める条例(平成27年条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談 支援事業者」を加える。

第5条第2項中「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中

「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始 に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者につ いて、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当 職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求 めなければならない。

第31条第1項第9号中「作成のために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ」を加え、同項第14号の次に次の1号を加える。

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第31条第21号中「以下」を「次号及び第22号において」 に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス 計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の 医師等に交付しなければならない。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

<参 考>

向日市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

新旧対照表

改正

現

目次

第1章~第3章 略

第3章の2 略

第1節~第3節 略

<u>第4節</u> <u>運営に関する基準(第59条の6一第59条</u> の20)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第 59条の20の2・第59条の20の3)

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人 員設備及び運営に関する基準

第4章~第9章 略

附則

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働 大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあっては、3年以上従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3及び4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一 敷地内に<u>次</u> に掲げるいずれかの施設等がある場合 目次

第1章~第3章 略

第3章の2 略

第1節~第3節 略

<u>第4節</u> <u>運営に関する基準(第59条の6一第59条</u> の20)

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人 員設備及び運営に関する基準

第4章~第9章 略

附則

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働 大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上

従事した経験を有する者をも

って充てることができる。

3及び4 略

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一 敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合 において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず____、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) 略

(12) 介護医療院

6 略

7 <u>当該</u> 指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時 対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及

び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問

サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サー ビスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわ らず______、随時訪問サー ビスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9~11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定 訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス 等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1 項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき (同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2 号に規定する基準を満たしているものとみなされている とき及び第191条第14項の規定により同条第4項に 規定する基準を満たしているものとみなされているとき を除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、_____

随時対応サービスについては、市長

において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前 8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1)~(11) 略

6 略

7 <u>午後6時から午前8時までの間は、当該</u>指定定期巡回 ・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時 対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及 び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問

サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに 従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サー ビスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわ らず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サー ビスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9~11 略

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定 訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型 訪問介護看護の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス 等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同 じ。) の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ れている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1 項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき (同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2 号に規定する基準を満たしているものとみなされている とき及び第191条第10項の規定により同条第4項に 規定する基準を満たしているものとみなされているとき を除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たし ているものとみなすことができる。

(勤務体制の確保等)

第32条 略

2 略

3 前項本文の規定にかかわらず、<u>午後6時から午前8時までの間に行われる</u>随時対応サービスについては、市長

が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、 複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、 一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けること ができる。

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働 大臣が定める者をもって充てなければならない。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間 対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者 との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に 従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるも のにあっては、3年以上)サービス提供責任者の業務に 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、 複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の 間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応 型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、 一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けること ができる。

4 略

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 略

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する 建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡 回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には

____、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 略

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働 大臣が定める者をもって充てなければならない。ただ し、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間 対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者 との連携を確保しているときは、<u>3年以上</u>

______サービス提供責任者の業務に 従事した経験を有する者をもって充てることができる。 第 5 節 <u>共生型地域密着型サービスに関する基準</u> (共生型地域密着型通所介護の基準)

- 第59条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地 域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生 型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生 活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの 事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府 条例第32号)。以下この条において「指定障害福祉サ ービス基準条例」という。)第81条第1項に規定する 指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓 練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第144条 第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をい う。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福 祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自 立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定児童発達支 援事業者(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人 員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第3 4号。以下この条において「指定通所支援基準条例」と いう。) 第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業 者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭和 22年法律第164号) 第7条第2項に規定する重症心 身障害児をいう。以下この条において同じ。) を通わせ る事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準 条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号 において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定 放課後等デイサービス事業者 (指定通所支援基準条例第 68条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業 者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所に おいて指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条 例第67条に規定する指定放課後等デイサービスをい う。) を提供する事業者を除く。) が当該事業に関して 満たすべき基準は、次のとおりとする。
- (1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準条例第81条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活

訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所 (指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定 児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイ サービス事業所(指定通所支援基準条例第68条第1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をい う。)(以下この号において「指定生活介護事業所 等」という。)の従業者の員数が、当該指定生活介護 事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス基準条例第80条に規定する指定生活介護をい う。)の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共 生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数である とした場合における当該指定生活介護事業所等として 必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切な サービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事 業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けて いること。

(準用)

<u>第59条の20の3</u> <u>第9条から第13条まで、第15条</u> から第18条まで、第20条、第22条、第28条、 34条から第38条まで、第41条、第53条及び第5 9条の2、第59条の4、第59条の5第4項並びに第 4節(第59条の20を除く)の規定は、共生型地域密 着型通所介護の事業について準用する。この場合におい て、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」と あるのは「運営規程(第59条の20の3において準用 する第59条の12に規定する運用規定をいう。第34 条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介 護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所 介護従業者」という。)」と、第34条中「定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地 域密着型通所介護従業者」と、第59条の5第4項中 「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者 が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地 域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限 る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者 が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜 間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービス を提供する場合」と、第59条の9第4号、第59条の 10第5項及び第59条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第59条の19第2項第2号中「第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の19第2項中「次条」とあるのは「第59条の20の3」と、同項第5号中「前条第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する前条第2項」と、同項第6号中「第59条の17第2項」とあるのは「第59条の20の3において準用する第59条の17第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び に人員設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を18人以下とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する<u>重要事項に関する規定</u>の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並び に人員設備及び運営に関する基準

(利用定員)

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を<u>9人以下</u>とする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程

の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7(第3項第2号を除く。)、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第34条中

「運営規程」とあるのは「第59条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老 人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和3 8年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護 老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に 規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健 施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。 以下同じ。) に併設されていない事業所において行われ る指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事 業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等に併設されている事業所において行わ れる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のと おりとする。

(1) \sim (3) 略

2~7 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用 定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域 、「定期巡回・随時対応型訪問 介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」 と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第59条の 17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有す る者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する 者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項 中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第59条の18第4項中「第59条の 5第4項」とあるのは「第59条の26第4項」と読み 替えるものとする。

(従業者の員数)

第61条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老 人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和3 8年法律第133号) 第20条の5に規定する特別養護 老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に 規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健 ____、社会福祉施設又は特定施設をいう。 以下同じ。) に併設されていない事業所において行われ る指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事 業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等に併設されている事業所において行わ れる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の 事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型 通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所 (以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業 所」という。) ごとに置くべき従業者の員数は、次のと おりとする。

(1)~(3) 略

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第65条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用 定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域 密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 (ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第17 8条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。)に おいては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット 型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニット 下ごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施 設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護 の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数と する。

- 2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅 サービス (法第41条第1項に規定する指定居宅サービ スをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指 定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅 介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53 条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下 同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54 条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービ スをいう。以下同じ。) 若しくは指定介護予防支援(法 第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する 介護保険施設をいう。以下同じ。) 若しくは指定介護療 養型医療施設の運営 (第82条第7項及び第191条第 8項において「指定居宅サービス事業等」という。)に ついて3年以上の経験を有する者でなければならない。 (従業者の員数等)
- 第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者 (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とい う。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機 能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小 規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜 間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者 については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者 (指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小 規模多機能型居宅介護を利用するために指定小 規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅 介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をそ

おいては施	設ごとに 1	日当たり	3人 <u>以下と</u>	する

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第82条第7項

____において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。 (従業者の員数等)

第82条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者 (以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とい う。)が当該事業を行う事業所(以下「指定小規模多機 能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定小 規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「小 規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜 間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型 居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者 については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者 (指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小 規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。 以下この章において同じ。)を指定小規模多機能型居宅 介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をい う。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をそ

の利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。 以下この章において同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防 小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サー ビス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能 型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3 又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小 規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、 当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項 に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定す るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護 を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所 並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第191 条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規 模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章にお いて同じ。) の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び 深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提 供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、 夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる 勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同 じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当 該宿直勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業 者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関す る基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄 の利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密 着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定す る指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。 以下この章において同じ。) の指定を併せて受け、か つ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防 小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サー ビス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多 機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の 事業とが同一の事業所において一体的に運営されている 場合にあっては、当該事業所における指定小規模多機能 型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の 利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3 又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス(小 規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、 当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護 (第7項 に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介 護事業所にあっては当該本体事業所に係る同項に規定す るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登 録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護 を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居 宅介護事業所にあっては当該サテライト型指定小規模多 機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所 及び 当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所

の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

 $2 \sim 5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業 者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関す る基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄 に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の 中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模	指定認知症対応型	介護職員
多機能型居宅介	共同生活介護事業	
護事業所に中欄	所、指定地域密着	
に掲げる施設等	型特定施設、指定	
のいずれかが併	地域密着型介護老	
設されている場	人福祉施設、指定	
合	介護療養型医療施	
	設 (医療法 (昭	
	和23年法律第2	
	05号)第7条第	
	2項第4号に規定	
	する療養病床を有	
	する診療所である	
	ものに限る。 <u>)又</u>	
	は介護医療院	
略	略	略

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模 多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護 事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健 医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有 する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小 規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能 型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援 を行うもの(以下この章において「本体事業所」とい う。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。) に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規 模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の 中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

略	略	略
	ものに限る。 <u>)</u>	
	する診療所である	
	する療養病床を有	
	2項第4号に規定	
	0 5 号) 第 7 条第	
	和23年法律第2	
	施設(医療法(昭	
合	定介護療養型医療	
設されている場	人福祉施設 <u>又は指</u>	
のいずれかが併	地域密着型介護老	
に掲げる施設等	型特定施設、指定	
護事業所に中欄	所、指定地域密着	
多機能型居宅介	共同生活介護事業	
当該指定小規模	指定認知症対応型	介護職員

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模 多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護 事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健 医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有 する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小 規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定 小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能 型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護 事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援 を行うもの(以下 「本体事業所」とい う。) との密接な連携の下に運営されるものをいう。以 下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規 模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職 員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護 事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められると きは、1人以上とすることができる。

8~13 略

(管理者)

第83条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共 同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有 し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、 介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同 生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第111条第2項、第112条、第192条第2項及び第193条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第84条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第103条 略

2 略

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設 、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第111条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、 <u>介護老人保健施設</u>、指定認知症対応型共同 生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者 であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型 共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して、認知症である者の介護に従事した経験を有する者 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行 う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に 厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなけれ ばならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

 $2\sim6$

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束 等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければ ならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るこ
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の 適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行う とともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それ らの結果を公表し、常にその改善を図らなければならな V10

(協力医療機関等)

第125条 略

2

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの 提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病 院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならな

(従業者の員数)

であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了してい るものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第112条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一、介護老人保健施設 、指定認知症対応型 共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等と して、認知症である者の介護に従事した経験を有する者 又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行 う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に 厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなけれ ばならない。

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第117条 略

 $2\sim6$ 略

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提 供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行う とともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それ らの結果を公表し、常にその改善を図らなければならな 11

(協力医療機関等)

第125条 略

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの 提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならな

(従業者の員数)

第130条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるも のとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ

一 1 人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で1以上とする。

5及び6 略

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定に かかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能 訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる 本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の 入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、こ れを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しく言語聴覚士又は介護支援専門員
- (2) 略
- (3) 介護医療院 介護支援専門員

8~10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第138条 略

 $2 \sim 5$ 略

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適

第130条 略

2及び3 略

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上及び介護職員のうち

1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設工は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあっては、常勤換算方法で

1以上とする。 5及び6 略

- 7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定に かかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能 訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる 本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当 該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の 入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、こ れを置かないことができる。
- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士<u>若しく</u> <u>は作業療法士</u> 又は介護支援専門員
- (2) 略

8~10 略

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第138条 略

 $2 \sim 5$ 略

正化のための研修を定期的に実施すること。

7 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自 らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護 の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならな い。

(従業者の員数)

第151条 略

2 略

- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者 でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人 福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除 く。以下この項において同じ。)に ユニット型指定介 護老人福祉施設(介護保険法に基づく指定介護老人福祉 施設の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府 条例第29号。以下この項において「指定介護老人福祉 施設条例」という。)第44条に規定するユニット型指 定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同 じ。)を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施 設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び 看護職員(指定介護老人福祉施設条例第53条第2項に 規定された介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の 人員等に関する条例施行規則(平成24年京都府規則第 44号)第17条の規定に基づき配置される看護職員に 限る。) 又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニッ ト型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地 域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第 187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限 る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この 限りでない。
- 4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、自 らその提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護 の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならな い。

(従業者の員数)

第151条 略

2 略

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当 該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者 でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人 福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 (第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除 く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介 護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及 び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39 号) 第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施 設をいう。)を併設する場合又は指定地域密着型介護老 人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉 施設を併設する場合の介護職員及び看護職員(第187 条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。) を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りで ない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第152条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設

療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する 支援機能を有するもの(以下この章において「本体施 設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設 とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設 の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康 管理が適切に行われると認められるときは、これを置か ないことができる。

 $5 \sim 7$ 略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法 士<u>、作業療法士若しくは言語聴覚士</u>又は介護支援専門 員
- (3) 病院 栄養士 (病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
- 9~17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは<u>診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院</u>を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取 扱方針)

第157条 略

 $2 \sim 5$ 略

- 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければなら ない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員

_____又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する 支援機能を有するもの(以下この章において「本体施 設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設 とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉 施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設 の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康 管理が適切に行われると認められるときは、これを置か ないことができる。

5~7 略

- 8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- (1) 略
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法 士<u>若しくは作業療法士</u> 又は介護支援専門 員
- (3) 病院 栄養士 (病床数 1 0 0 以上の病院の場合に限る。) 又は介護支援専門員 (指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

9~17 略

(サービス提供困難時の対応)

第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申 込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対 し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、 適切な病院若しくは診療所、介護老人保健施設

_____を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取 扱方針)

第157条 略

 $2 \sim 5$ 略

会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適 正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供す る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質 の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (緊急時等の対応)
- 第165条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現 に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提 供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合 その他必要な場合のため、あらかじめ、第151条第1 項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等に おける対応方法を定めておかなければならない。

(運営規程)

- げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。
- $(1) \sim (5)$ 略
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重 要事項

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取 扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略

- 8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じな ければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るこ
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するこ
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、自らその提供す る指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の質 の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(運営規程)

- 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲 第168条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲 げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。
 - $(1) \sim (5)$ 略
 - (6) 非常災害対策
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重 要事項

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取 扱方針)

第182条 略

 $2 \sim 7$ 略 正化のための研修を定期的に実施すること。

9 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自ら その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければ ならない。

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
- (1)~(6) 略
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべ き指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業 者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とい う。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小 規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法 で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居 宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) の提 供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増す ごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居 宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅におい て行う指定看護小規模多機能型居宅介護(第82条第7 項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテラ イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域 密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定 するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護 事業所 (第6項において「サテライト型指定介護予防小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)の登録者、第

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、自ら その提供する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければ ならない。

(運営規程)

- 第186条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めておかなければならない。
 - (1)~(6) 略
 - (7) 非常災害対策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(従業者の員数等)

第191条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行 う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」 という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべ き指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業 者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」とい う。) の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小 規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法 で、通いサービス(登録者(指定看護小規模多機能型居 宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介 護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。)を指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定 看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) の提 供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増す ごとに1以上及び訪問サービス(看護小規模多機能型居 宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅におい て行う指定看護小規模多機能型居宅介護(本体事業所である指定看護小規模多機能型

居宅介護事業所にあっては当該本体事業所に係るサテラ

イト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライ

卜型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同 項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当 該サテライト型指定看護小規模型居宅介護事業所に係る 同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所及び当該本体事業者に係る第82条第7項 に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事 業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能 型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同 じ。) の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の 時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供 に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者について は、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行わ れる勤務(宿直勤務を除く。)をいう。第6項において 同じ。) に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を 当該宿直勤務に必要な数以上とする。

$2 \sim 5$ 略

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居 宅介護(第82条第7項に規定する本体事業所である指 定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該 本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅 介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能 型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、 処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所 に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び 第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機 能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る 同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居 宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇 に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿 泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含 む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であ って、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪 問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備して いるときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜 の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に

	の程
録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居	_
護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)	の携
供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯	を追
じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当た	:る看
護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間	及び
深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務	(宿
直勤務を除く。)をいう。第6項において同じ。)	に当
たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直	
に必要な数以上とする。	
2~5 略	
- 0 "" 6 宿泊サービス(登録者を指定看護小規模多機能型	日子
介護事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能	
宅介護 (本体事業所であ	
定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、	
本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型	
介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多	機能
型居宅介護事業所	
の登録者の心身の状況を勘案し、その	加祖

一変録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に

当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) \sim (4) 略

(5) 介護医療院

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等か ら電話等により看護に関する意見を求められた場合に常 時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供でき る体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所で あって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は 福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定 看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当 該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看 護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規 模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの (以下 この章において「本体事業所」という。) との密接な連 携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを 提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。) に置く べき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居 宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該 サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の 登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、 人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1) \sim (4) 略

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小 規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員 数は常勤換算方法で1以上とする。
- 11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に 係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護 計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなけれ ばならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の 処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型 居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲 げる施設等の職務に従事することができる。
- 12 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める 研修を修了している者でなければならない。
- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護 小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所 の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規 模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービ ス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員 に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専 ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了 している者(第199条において「研修終了者」とい う。)を置くことができる。
- 14 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

- 第192条 略
- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能

- 8 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。
- 9 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める 研修を修了している者でなければならない。

10 指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(以下「指定複合型サービス」という。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定指定看護小規模多機能型居宅介護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第4項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第6条第12項の規定により同条第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定複合型サービス事業者は、第4項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第192条 略

型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライ ト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者 は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定 小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者 若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の 介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しく は看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能 型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業 所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの 事業を行う事業所をいう。) 等の従業者、訪問介護員等 として認知症である者の介護に従事した経験を有する者 若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営 に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣 が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看 護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

- 第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、 その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章に おいて同じ。)を29人 (サテライト型指定看護小規模 多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とす る。
- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げ る範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利 用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に おけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限を いう。以下この章において同じ。)を定めるものとす る。
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登 録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては登録定員 に応じて、次の表に 定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能 型居宅介護事業所にあっては、12人)まで

2 前項 の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサ ービスセンター、介護老人保健施設 、指定 小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同 生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者 若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の 介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働 大臣が定める研修を修了しているもの又は保健師若しく は看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代┃第193条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代 表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンタ 一、介護老人保健施設 _、指定小規模多機能 型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業 所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの 事業を行う事業所をいう。) 等の従業者、訪問介護員等 として認知症である者の介護に従事した経験を有する者 若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営 に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣 が定める研修を修了しているもの又は保健師若しくは看 護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第194条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、 その登録定員(登録者の数の上限をいう。以下この章に おいて同じ。)を29人 以下とす

- 2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げ る範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利 用定員(当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に おけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限を いう。以下この章において同じ。)を定めるものとす
- (1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人(登 録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、登録定員に応じて、次の表に 定める利用定員

)まで

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1 から9人 (サテライト型指定看護小規模多機能型居宅 介護事業所にあっては、6人) まで

(設備及び備品等)

第195条 略

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 略
- (2) 宿泊室

ア〜エ 略

才 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所 である場合であって、当該指定看護小規模多機能型 居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない 場合には、当該診療所が有する病床については、宿 泊室を兼用することができる。

3及び4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機 能型居宅介護報告書の作成)

第199条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員<u>(第191条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、研修修了者。以下この条において同じ。)</u>に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2~10 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22 条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、 第41条、第59条の11、第59条の13、第59条 の16、第59条の17、第87条から第90条まで、 第93条から第95条まで、第97条、第98条、第1 00条から第104条まで及び第106条の規定は、指 定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用す

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(2)	宿泊サービス	通いサービスの利用定員の3分の1
カ	ら9人	

_まで

(設備及び備品等)

第195条 略

- 2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 略
- (2) 宿泊室

ア〜エ 略

3及び4 略

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機 能型居宅介護報告書の作成)

第199条	指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管
理者は、	介護支援専門員

に看護小規模多機能

型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2~10 略

(準用)

第202条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17、第87条から第90条まで、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第100条から第104条まで及び第106条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用す

る。この場合において、第9条第1項中「第31条に規一 定する運営規程」とあるのは「第202条において準用 する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるの は「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条 中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とある のは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59 条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4 節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業 者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」 と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護につ いて知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型 居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とある のは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービ ス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第8 7条中「第82条第12項」とあるのは「第191条第 13項 と、第89条及び第97条第3項中「小規模多 機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能 型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6 項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替える ものとする。

附則

1~5 略

6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する 法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年 政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るも のに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。) 又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療 養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少さ せるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽 費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費 老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要 支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用 に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福 祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係 る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第 7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、

る。この場合において、第9条第1項中「第31条に規 定する運営規程」とあるのは「第202条において準用 する第100条に規定する重要事項に関する規程」と、

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と

_____、第89条及び第97条第3項中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第106条中「第82条第6項」とあるのは「第191条第7項各号」と読み替えるものとする。

附則

1~5 略

6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一部を改正する 法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効 力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年 政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るも のに限る。以下この項及び附則第8項において同じ。) 又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療 養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病 院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少さ せるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽 費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費 老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要 支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用 に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福 祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係 る食堂及び機能訓練室については、第152条第1項第 7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに 入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、

40平方メートル以上の面積を有しなければならない。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、 当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保す ることができるときは、同一の場所とすることができる ものとする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は 療養病床を<u>平成36年3月31日</u>までの間に転換(当該 診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老 人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所 又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとす る場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定にかかわら ず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものと する。

(1)及び(2) 略

- 8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。
- 9 第130条の規定にかかわらず、療養病床等を有する 病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日 までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所 の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要 支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用 に供することをいう。次項において同じ。)を行って指 定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療

40平方メートル以上の面積を有しなければならない。 ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、 当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保す ることができるときは、同一の場所とすることができる ものとする。

7 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は 療養病床を<u>平成30年3月31日</u>までの間に転換(当該 診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させると ともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老 人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所 又は入居させるための施設の用に供することをいう。) し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとす る場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室に ついては、第152条第1項第7号アの規定にかかわら ず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものと する。

(1)及び(2) 略

8 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第152条第1項第8号及び第180条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

機関併設型指定地域密着型特定施設(介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この項及び次項において同じ。)の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介 護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業 療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定 地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われる と認められるときは、置かないことができること。
- (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設 型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数
- 10 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する 病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日 までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者 生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密 着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

向日市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(第2条関係)

新旧対照表

改正

現

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する 特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20 条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護 老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設 をいう。以下この条において同じ。) に併設されていな い事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通 所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホー ム等に併設されている事業所において行われる指定介護 予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業 を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 略

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービス基準条

(従業者の員数)

第5条 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護(特別 養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法 (昭和38年法律第133号) 第20条の5に規定する 特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20 条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護 老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設 をいう。以下この条において同じ。) に併設されていな い事業所において行われる指定介護予防認知症対応型通 所介護をいう。以下同じ。) の事業を行う者及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護(特別養護老人ホー ム等に併設されている事業所において行われる指定介護 予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。) の事業 を行う者(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対 応型通所介護事業者」という。) が当該事業を行う事業 所(以下「単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通 所介護事業所」という。) ごとに置くべき従業者の員数 は、次のとおりとする。

 $(1) \sim (3)$ 略

 $2 \sim 7$ 略

(利用定員等)

第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり

例第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護 老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を除 く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人 福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症 対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人 以下となる数とする。

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2 \sim 5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人 員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同 表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事する ことができる。

当該指定介護予防	指定認知症対応	介護職員
小規模多機能型居	型共同生活介護	
宅介護事業所に中	事業所、指定地	
欄に掲げる施設等	域密着型特定施	
のいずれかが併設	設、指定地域密	
されている場合	着型介護老人福	
	祉施設 <u>、指定介</u>	
	護療養型医療施	
	設 (医療法	
	(昭和23年法	
	律第205号)	
	第7条第2項第	
	4号に規定する	
	療養病床を有す	
	る診療所である	
	ものに限る。)	
	又は介護医療院	
略	略	略

7~13 略

(管理者)

3人以下とする	
-	

2 略

(従業者の員数等)

第44条 略

 $2 \sim 5$ 略

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める 人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅 介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人 員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同 表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護 従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事する ことができる。

当該指定介護予防	指定認知症対応	介護職員
	1	刀 碳啾貝
小規模多機能型居	型共同生活介護	
宅介護事業所に中	事業所、指定地	
欄に掲げる施設等	域密着型特定施	
のいずれかが併設	設、指定地域密	
されている場合	着型介護老人福	
	祉施設 <u>又は指定</u>	
	介護療養型医療	
	施設 (医療法	
	(昭和23年法	
	律第205号)	
	第7条第2項第	
	4号に規定する	
	療養病床を有す	
	る診療所である	
	ものに限る。)	
略	略	略

7~13 略

(管理者)

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセン ター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応 型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若 しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事 した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉 サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別 に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなけ ればならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症 対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経

第45条 略

2 略

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設

「指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第72条第2項及び第73条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第46条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(協力医療機関等)

第60条 略

2 略

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設

__、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければ ならない。

(管理者)

第72条 略

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定介護予防認知症 対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経 験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設、介護医療院</u>、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表 者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者 の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対 応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員 等として、認知症である者の介護に従事した経験を有す る者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供 を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、 別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員 会を3月に1回以上開催するとともに、その結果につ いて、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図るこ と。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、<u>介護老人保健施設</u> 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設 、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第78条 略

2 略

(協力医療機関等)

第83条 略

2 略

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設
 - ___、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

向日市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(第3条関係)

新 旧 対 照 表

改	正	現	行

(基本方針)

第2条 略

2及び3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

- 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるように求めなければならない。

(基本方針)

第2条 略

2及び3 略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村(特別区を含む。)、地域包括支援センター(法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設_

、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第 2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成 されるものである

______こと等につき説明を行い、理解を得なければならない。

- から申出があった場合には、第1項の規定による文書の 交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用 申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき 重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により 提供することができる。この場合において、当該指定介 護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみな す。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに 掲げるもの
 - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法
 - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録された第1項に規定す る重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は その家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物をもって調製するファイルに第1項に規 定する重要事項を記録したものを交付する方法
- 5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファ イルへの記録を出力することによる文書を作成すること ができるものでなければならない。
- 6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護 予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
- 7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あら

- 4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族 | 3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族 から申出があった場合には、第1項の規定による文書の 交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用 申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき 重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情 報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの (以下この条において「電磁的方法」という。) により 提供することができる。この場合において、当該指定介 護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみな す。
 - (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに 掲げるもの
 - ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機 とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記 録する方法
 - イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルに記録された第1項に規定す る重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又は その家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家 族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提 供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場 合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係 る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録 する方法)
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに 準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物をもって調製するファイルに第1項に規 定する重要事項を記録したものを交付する方法
 - 4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファ イルへの記録を出力することによる文書を作成すること ができるものでなければならない。
 - 5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護 予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者 又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線 で接続した電子情報処理組織をいう。
 - 6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1 項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あら

かじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) <u>第4項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援 事業者が使用するもの
- (2) 略
- 8 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
- $(1) \sim (8)$ 略
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護 予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家 族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原 案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以 下この条において「担当者」という。)を招集して行 う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の 状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当 該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当 者から、専門的な見地からの意見を求めるものとす る。ただし、やむを得ない理由がある場合について は、担当者に対する照会等により意見を求めることが できるものとする。

(10) \sim (14) 略

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(15) \sim (20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防

かじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) <u>第3項各号</u>に規定する方法のうち指定介護予防支援 事業者が使用するもの
- (2) 略
- 7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

- 第31条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する 基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
 - (1) \sim (8) 略
 - (9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護 予防サービス計画の作成のために

介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10) \sim (14) 略

(15) \sim (20) 略

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防

通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(次号及び第22号において「主治の医師等」という。)の意見を求めなければならない。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サ ービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス 計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(22)~(28) 略

通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意 を得て主治の医師又は歯科医師(<u>以下</u>

_____「主治の医師等」という。) の意見を求めなければならない。

(22) \sim (28) 略